

週刊住宅

2018年(平成30年)8月20日号
NO. 2825 (毎週月曜日発行)

CFネッツ流 新・大家実践塾

当社の賃貸物件には、セカンドハウスとして使用するため、物件を販借していいる借り主は少なくない。しかし、物件が借り主の実際の住處ではないためか、セカンドハウスである物件の毎月の家賃支払いがルーズになる借り主が稀(まれ)にいる。

■ □ ■
29

当社の賃貸物件には、セカンドハウスとして使用するため、物件を販借していいる借り主は少なくない。しかし、物件が借り主の実際の住處ではないためか、セカンドハウスである物件の毎月の家賃支払いがルーズになる借り主が稀(まれ)にいる。

家族に知られると改善

常習者は通常の督促は慣れっこ

つていたものの、1年も経つと、支払いの遅れが目立つようになってきた。N氏に対し手紙や電話で督促すると支払うものの、当社からの手紙と電話での督促に慣れてしまったの

■ シー・エフ・ビルマネジメント 片岡 雄介

として使用している

滞納について知られることが、さらに支払いが遅れる嫌がるため、その点を突けば家賃滞納は大抵改善する。

マンションの1室を借りていたN氏の話である。N氏は40代の男性である。広告事業を経営しており、あくまでこの年齢の子どもが、

物件をセカンドハウス兼事務所として利用していた。

か、さらに支払いが遅れる嫌がるため、その点を突けば家賃滞納は大抵改善する。N氏宛の手紙を封筒を投函し、夕方の会議で督促されたことで懲りて話すのは嫌であったらしく、すんなりと支払いを約束してきた。

社に戻ると、私宛に1本の電話がかかってきた。電話に応答すると聞き覚えのない女性からであった。

その女性はN氏の妻であ

る。N氏は、翌日に滞納家賃を支払い、その後、毎月の家賃支払が遅れることが一度もなかった。

セカンドハウスの封筒はN氏に宛てたもので本人に渡すよう話し合ったが、その妻は激高し

て、N氏はちょうど室内におり、玄関先で応対した。N氏も、子どもの時代となくのぞくと、小学生たのか、その後は、毎月家賃を真面目に支払っていた。

おそれ、今回のことでしまい電話を唐突に切つた。

セカンドハウスの家賃滞納